

統一的な子どもの医療費助成制度の創設について

子どもの医療費助成制度は、子育て支援の観点から、地方単独事業として全国の地方自治体で実施されており、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減の両面で、大きな役割を果たしている。

一方、子どもの医療費助成制度は各地方自治体が独自に制度を設計していることで、住んでいる地域で助成の対象年齢や自己負担の有無など、助成内容に差異が生じている状況である。また、関東圏内の地方自治体では、助成に対する費用が増加している傾向がみられ、大きな財政負担となっている。

今般、令和4年の出生数は統計開始以来、初めて80万人を下回る見込みとなった。これは国立社会保障・人口問題研究所の推計を上回る減少ペースであり、少子化はこれ以上先送りのできない課題となっている。

国においては、こうした課題に対応するため、「次元の異なる少子化対策」を掲げ、子ども・子育て政策を最重要政策として位置付け、具体的施策の検討を進めている。

また、令和5年4月に設置されたこども家庭庁は、こどもの最善の利益を第一に考え、社会全体で子どもの権利や健やかな成長を後押しする「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもに関する施策の充実や強化を図ることとしている。

こうした状況を踏まえ、国は、九都県市首脳会議を含む様々な地方団体から要望されている統一的な子どもの医療費助成制度について、創設に向けた検討を早急に進める必要がある。

少子化対策においては、子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくりが重要であり、国による全国一律の子どもの医療費助成制度の創設は、地方自治体の財政状況に関わらず全国どこに住んでも同じ医療を受けられる安心を保障するものである。

更に、地方財政の負担軽減により、地方自治体の本来の役割である、地域の実情に応じたきめ細やかな支援をより充実させることが可能となり、国全体の少子化対策の推進に大きく寄与するものと考え

える。

今後、国と地方の連携をより強化し、少子化対策の取組を一層加速させるため、次の事項を要望する。

- 1 国において、全国統一的な医療費助成制度の創設に向けた検討を早急を実施すること。
- 2 その検討に当たっては、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体による協議の場を設け、共同で議論すること。
- 3 子どもの医療費（地方単独医療費）助成の現物給付に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置については、早急かつ確実に全て廃止すること。

令和5年6月27日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様
内閣府特命担当大臣（こども政策） 小 倉 将 信 様

九都県市首脳会議

| | | |
|-----|--------|-----------|
| 座 長 | 神奈川県知事 | 黒 岩 祐 治 |
| | 埼玉県知事 | 大 野 元 裕 |
| | 千葉県知事 | 熊 谷 俊 人 |
| | 東京都知事 | 小 池 百 合 子 |
| | 横浜市 長 | 山 中 竹 春 |
| | 川崎市 長 | 福 田 紀 彦 |
| | 千葉市 長 | 神 谷 俊 一 |
| | さいたま市長 | 清 水 勇 人 |
| | 相模原市長 | 本 村 賢 太 郎 |